

指定居宅介護支援事業所 管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長様
介護保険施設 施設長様
地域包括支援センター センター長様

健康福祉局長寿社会部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険制度の実施に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて、厚生労働省老健老人保険課からの通知に基づき、本市の取扱いは以下のとおりとしますので、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

1 国通知に基づき臨時的な取扱いをする被保険者

更新申請中の方で、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難なことにより認定調査が行えない被保険者。

2 臨時的な取扱いの内容について

(1) 認定有効期間について

従来の有効期間に新たに12か月を合算した期間の認定を行います。

ただし「要介護1（不安定）」の場合は合算期間を6か月とします。

12か月合算の例：従来の認定有効期間 平成30年6月1日～令和2年5月31日

⇒ 新しい認定有効期間 令和2年6月1日～令和3年5月31日

(2) 要介護状態区分等について

従来の要介護状態区分または要支援状態区分を引き継ぎます。

3 認定調査実施可否等の判断について

更新申請者に対し、「調査書」および「確認書兼同意書」を送付します。

認定有効期間を延長する、または認定調査を希望する、いずれかを選択し、確認書兼同意書を申請先の窓口へ返送していただきます。

認定有効期間を延長することを希望された場合は、認定有効期間延長後の被保険者証を被保険者宛に送付します。

認定調査を希望することを希望された場合は、後日改めて区の担当者が日程の調整を行います。なお、すでに認定調査を行っている方は認定有効期間延長の取扱いはできません。

代行で申請される場合などで、申請者の事情や申し添えたいことなどありましたら、申請先の区役所、地区健康福祉ステーションまで御連絡ください。

4 本通知の取扱いの終了について

国からの通知等に基づき判断します。

また、今後国からの通知等により、上記の取扱いが変更となる可能性があります。

5 その他取扱いについて

区分変更申請・新規申請の被保険者については、上記の臨時的な取扱いの対象とはされておられません。被保険者やその御家族等が訪問調査の保留を希望された場合、暫定ケアプランでサービスを御利用になることもあると思いますが、利用者に給付がなされないなどの不利益が生じることはないよう、適切な対応をお願いします。

6 参考資料（別添参照）

・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）（厚生労働省）

7 各区・各地区 申請窓口・問い合わせ先

川崎区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒210-8570 川崎区東田町8番地 電話：044-201-3282

大師地区健康福祉ステーション認定給付担当

所在地：〒210-0812 川崎区東門前2丁目1番1号 電話：044-271-0152

田島地区健康福祉ステーション認定給付担当

所在地：〒210-0852 川崎区鋼管通2丁目3番7号 電話：044-322-1990

幸区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒212-8570 幸区戸手本町1丁目11番地1 電話：044-556-6655

中原区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒211-8570 中原区小杉町3丁目245番地 電話：044-744-3179

高津区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒213-8570 高津区下作延2丁目8番1号 電話：044-861-3263

宮前区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒216-8570 宮前区宮前平2丁目20番5号 電話：044-856-3245

多摩区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒214-8570 多摩区登戸1775番地1 電話：044-935-3185

麻生区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒215-8570 麻生区万福寺1丁目5番1号 電話：044-965-5198

（担当）介護保険課認定係

内線32621

2川健介保第236号
令和2年4月10日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長 様
介護保険施設 施設長 様
地域包括支援センター センター長 様

健康福祉局長寿社会部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定申請等の取扱いの補足等について（通知）

日頃から、本市の介護保険制度の実施に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年4月7日付2川健介保第207号「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定申請等の取扱いについて」を通知しましたが、取り扱い方法について次のとおり補足・追加します。

事業者の皆様におかれましては、御協力くださいますようお願いいたします。

1 郵送での取り扱いについて補足

各区高齢・障害課、各地区健康福祉ステーション介護認定給付担当で行う各種申請行為について、原則郵送受付としますが、「介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書」を代行で送付される場合は、御本人の委任が必須となりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。（申請書裏面右上部）
なお、代行者の本人確認書類については、不要とさせていただきます。

2 閲覧等請求の郵送での取り扱いについて（追加）

窓口での申請では身分証明を確認させていただいていますが、郵送での請求においては、請求書に加え、次の書類の写しを送付することが必要となりますので、御注意ください。

また、1人の介護支援専門員が、複数の被保険者に対する閲覧等をまとめて請求する場合、次の書類の写しは1部ずつで構いませんが、請求書は被保険者1人につき1枚ずつ御提出ください。

①介護支援専門員登録証（顔写真付き）

②事業所との雇用関係を証明する書類（社員証、雇用契約書、等）

- ・書類がない場合は、「雇用関係証明書」（市ホームページに掲載）の提示を必要とします。
- ・返信用封筒に請求者名を記載することで省略可とします。

③居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書

既に届け出ている場合は必要ありません。地域包括支援センターから受託している居宅介護支援事業所が閲覧請求を行う場合は必ず居宅サービス計画作成依頼届出書を御提出ください。

※添付書類の詳細については、川崎市ホームページで御確認ください。（検索ワード「閲覧請求」）

3 認定調査の立会いについて

現状を鑑み、認定調査の立会いを控えておられる事業者様もおられますが、被保険者の日頃の様子を確認させていただくため、認定調査員より担当者様へ電話確認させていただくことがありますので御協力をお願いいたします。

また、申請を代行される際には、申請書裏面の「認定調査についての希望等記入欄」の「その他」の欄なども御活用いただき被保険者の御様子をお伝えくださいますよう、よろしくをお願いいたします。

4 その他

郵送による申請に係る費用については、申請者負担とさせていただきますことを御了承くださいますようお願いいたします。

窓口での申請も可能ですが、感染症拡大防止を図るため、申請書類の預かりのみとさせていただきます。確認事項がある場合は後日電話連絡させていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(担当) 健康福祉局長寿社会部介護保険課
電話 044-200-2455 (認定係)
044-200-0447 (給付係)